



## 令和6年度税制改正大綱のお知らせ

令和5年12月に、令和6年度の税制改正大綱が閣議決定されました。  
今回は、所得税・法人税・資産税を中心に知っていただきたいポイントを抜粋してお知らせします。



### 所得税に係る改正

#### ☆所得税・住民税からの定額減税

令和6年分所得税・個人住民税から定額の特別控除が実施されます。(合計所得金額 1,805万円以下に限る) 所得税からは、本人 3万円+同一生計配偶者等 3万円×人数を給与所得者は令和6年6月1日以降支給の給与の源泉徴収で控除され、事業所得者は第1期分予定納税から控除されます。住民税からは、本人 1万円+同一生計配偶者等 1万円×人数を給与所得者は左記減税額を控除した年税額を11等分して7月から翌年5月に天引き(6月は天引き不要)され、事業所得者は第1期分(6月)から控除されます。

#### ☆子育て支援政策(住宅ローン控除等)

夫婦いずれかが40歳未満又は19歳未満の扶養親族がいる人は、一定の住宅を建築等し令和6年中に入居した場合に、住宅ローン控除において下記のとおり限度額の上乗せを受けることができるようになりました。

認定住宅：4,500万円→5,000万円、ZEH水準省エネ住宅：3,500万円→4,500万円

省エネ基準適合住宅：3,000万円→4,000万円

併せて、床面積の要件についての緩和措置が1年延長となりました。



### 法人税に係る改正

#### ☆賃上げ促進税制の強化

法人を「大企業」「中堅企業」「中小企業」に区分しその見直しを行った上、適用期限が3年延長されます。そのうち資本金1億円以下の「中小企業」については、賃上げの増額分に対する控除率が、従来の雇用者給与等支給額が前期比+1.5%以上の場合には15%、前期比+2.5%以上の場合には30%を維持した上、教育訓練費を増加させた場合の控除率の上乗せ措置の要件を緩和しつつ、さらに女性活躍・子育て支援をした企業については控除率を加算し、合計控除率が最大40%から45%まで引き上げられます。(控除税額は、法人税額の20%を限度とします)

また赤字決算の中小企業も賃上げに取り組みめるよう、新たに繰越控除制度が創設され、当期の法人税額から控除できなかった分を5年間繰り越すことが可能となります。(繰越税額控除をする事業年度においては、雇用者給与等支給額が前期の雇用者給与等支給額より増加している場合に限り)

※上記の改正は、令和6年4月1日以後に開始する事業年度から適用となります。

#### ☆交際費等の損金不算入制度の延長・拡充

交際費等の損金不算入制度が3年間延長され、交際費等から除かれる飲食費の金額基準が、現行1人当たり5,000円以下から1万円以下に拡充されます。

※拡充は、令和6年4月1日以後に支出する飲食費から適用となります。



### 資産税に係る改正

#### ☆住宅取得等資金贈与の非課税制度の延長

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度が令和8年12月31日まで3年間延長されます。

非課税限度額：省エネ等住宅 1,000万円 左記以外の住宅 500万円



※内容に関するお問合せ・ご相談はひょうご税理士法人までお願いします。(担当：中井・西原)